

山梨県中小企業等生産性向上補助金活用サポート事業費補助金

申請要領

本補助金は、エネルギー価格や物価高騰に直面する中小企業者等の生産性向上を図るため、中小企業者等が補助制度の申請に関する手続について、行政書士等に申請代理を委任する際に要する経費に対して助成するものです。補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則、山梨県中小企業等生産性向上補助金活用サポート事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるものとします。

【申請受付について】

申請受付期間： 令和8年6月15日(月)～ 令和8年8月31日(月)

提出書類： ①補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）

- ・ 誓約書（添付様式第1－1号）
- ・ 申請代理によって申請した助成制度の交付申請書の写し
- ・ 行政書士（社会保険労務士）と締結した契約書等の写し
- ・ 行政書士（社会保険労務士）との契約時に提示された見積書の写し
- ・ 申請手続に関する行政書士（社会保険労務士）への委任状の写し

②事前着手届（様式第6号）

③実績報告書（様式第7号）

（添付書類）

- ・ 行政書士（社会保険労務士）へ支払ったことが分かる書類

行政書士（社会保険労務士）への支払いが終わっている場合 ⇒ ①②③を提出してください。

行政書士（社会保険労務士）への支払いが終わっていない場合 ⇒ ①②を提出してください。

申請書提出先： 〒400-8501

（問い合わせ先） 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 産業政策部 産業政策課 産業企画担当

電話 055-223-1532

（平日8時30分～17時15分 土日祝・年末年始を除く）

提出先方法： 郵送または持参

【補助対象者等について】

補助対象者： 山梨県内に補助対象事業を実施する事業所を有する中小企業等※2

※2 別表1の補助制度を申請する者を指します。

補助率等： 別表1のとおり

補助対象期間： 令和8年4月1日(水)～ 令和8年6月30日(火)※3

※3 この期間内に、別表1の補助制度の交付申請手続を行ったものが対象となります。

補助対象経費： 行政書士等に補助制度の申請に関する手続の申請代理を委任するために要する経費

注 意 点：

- ✓ 補助対象期間内に補助制度の交付申請を行ったものが対象となります。
- ✓ 他の補助制度と併用して交付を受けるものは対象外となります。
- ✓ 行政書士（社会保険労務士）からの見積書に
「この契約は、山梨県生産性向上補助金サポート事業を活用しています。」
と記載があるものは対象外となります。

山梨県中小企業等生産性向上補助金活用サポート事業費補助金

別表1

補助制度		補助率	補助上限額
実施主体	補助金（助成金）		
山梨県	中小企業等生産性向上設備整備等支援事業費補助金	10/10	補助制度の 1 申請あたり 上限10万円
	賃金アップ企業等省エネ・再エネ設備導入支援事業費補助金		
	賃金アップ環境改善事業費補助金		
	中小企業市場開拓支援事業費補助金		
	やまなしイノベーション創出事業費補助金		
	地場産業チャレンジ支援補助金		
	地域商業にぎわい創出支援事業費補助金		
	物流基盤強化事業費補助金		
	その他生産性向上を目的とする補助金・助成金で知事が認めたもの		
経済産業省	ものづくり補助金	10/10	補助制度の 1 申請あたり 上限10万円
	中小企業省力化投資補助金		
	デジタル化・AI導入補助金		
	小規模事業者持続化補助金		
	新事業進出補助金		
厚生労働省	その他生産性向上を目的とする補助金・助成金で知事が認めたもの	10/10	補助制度の 1 申請あたり 上限10万円
	業務改善助成金		
	キャリアアップ助成金		
	働き方改革推進支援助成金		
	産業雇用安定助成金		
	その他生産性向上を目的とする補助金・助成金で知事が認めたもの		